



九運安危第30号の2
令和4年9月20日

各関係団体 代表者 様

九州運輸局長
(公印省略)

故安倍晋三国葬儀に伴う警備協力について

平素から、運輸・観光行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、故安倍晋三国葬儀が9月27日に開催される見通しであり、別添「故安倍晋三国葬儀に伴う警備協力について（要請）」のとおり、警察庁警備局長より各省庁へ適切な措置を講ずるよう要請があり、国土交通省においても、大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官より「故安倍晋三国葬儀に伴う警備協力について」が通知されましたので、了知されるとともに貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。



(別紙)

九州バス協会 会長
一般社団法人 福岡県貸切バス協会 会長
一般社団法人 福岡県第一貸切バス協会 会長
九州乗用自動車協会 会長
一般社団法人 全国個人タクシー協会九州支部長
一般社団法人 福岡県タクシー協会 会長
九州トラック協会 会長
一般社団法人 日本陸送協会 九州支部長
九州地区レンタカー協会連合会 会長
一般社団法人 奄美自動車連合会 会長

国官危管第36号
令和4年9月14日

九州運輸局長 殿

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
(公 印 省 略)

故安倍晋三国葬儀に伴う警備協力について

標記について、別紙のとおり警察庁警備局長より協力依頼がありましたので、所管の事業者・関係団体等に対し、別紙について了知いただくとともに、別紙の要請事項について適切な措置を講じられるようお願いいたします。



警察庁丙備一発第59-15号

令和4年9月14日

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官 殿

警察庁警備局長

(公印省略)

故安倍晋三国葬儀に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に関して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、故安倍晋三国葬儀（以下「国葬儀」という。）は、9月27日に日本武道館において執行されることが決定されており、国内外の多数の要人が参列する予定です。

国葬儀をめぐっては、多数の国内外要人の参列が見込まれていることから、極左暴力集団等による違法行為やテロ組織等と関わりのない者による違法行為の発生が懸念されるほか、我が国に対する国際テロの脅威が継続しているなど、厳しい情勢にあります。警察としては、こうした情勢の中で執行される国葬儀において、参列者の安全と当該行事の円滑な進行を確保するため、全国警察の総力を挙げて、各種の対策を講じております。

貴台におかれましても、本警備の重要性に御理解をいただき、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますよう要請いたします。

要請事項

貴台におかれましては、国葬儀に関する警察との情報共有、連携の強化及び以下の事項についてお願いするほか、事業者、関係機関等（以下「事業者等」という。）に対する指導、要請をお願いいたします。

【共通要請事項】

- 1 連絡体制の確立
- 2 自主警備体制強化
- 3 国葬儀に関する不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- 4 国葬儀の関連施設（以下「関連施設等」という。）周辺における小型無人機等の飛行規制についての注意喚起
- 5 業務用車両、小型無人機等の盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- 6 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- 7 交通規制内容の周知
- 8 サイバーセキュリティ対策の強化

【個別要請事項】

- 1 関連施設等周辺における河川、道路、公園、共同溝等の管理及び警戒の強化
- 2 工事資機材、工事用火薬類等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡徹底
- 3 放射性物質等の運搬に関する管理強化
- 4 公共交通機関における広報媒体を活用した旅客への不審者（物）発見時の協力要請
- 5 公共交通機関及び関連施設に対する警戒警備の強化
- 6 船舶及び港湾施設に対する警戒警備の強化
- 7 航空機、空港及び航空保安施設に対する警戒警備の強化
- 8 鉄道ケーブル等、交通運行上重要な物件に対する警戒警備の強化
- 9 ハイジャック等防止対策の徹底
- 10 小型航空機・小型船舶所有者等に対する管理強化
- 11 国葬儀に伴う飛行制限区域の周知
- 12 空港等における訪日外国人等に対する航空法及び小型無人機等飛行禁止法の積極的広報

- 13 個別事案発生時等における小型無人機の飛行許可・承認に係る警察からの照会への24時間即時対応体制の確保
- 14 関連施設等周辺における緊急走行時の110番通報
- 15 関連施設等周辺における道路運送事業者に対する交通規制などへの協力
- 16 関連施設等周辺における小型無人機等の飛行に係る警察への協力
- 17 レンタカー事業者及びカーシェアリング事業者に対する借受人への本人確認や使用目的聴取の徹底、不審点を認めた場合の警察への通報
- 18 旅館、ホテル及び住宅宿泊事業者等に対する宿泊者名簿及び日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の旅券の写しの保存の徹底
- 19 高速道路における交通規制等をはじめとする警備諸対策への協力